

第1号被保険者の介護保険料について

1 国による保険料負担の見直しについて

介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行うことが適当であるとして、現在、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において保険料負担について審議しており、本年未までに結論を得るとされています。

⇒ 資料は裏面のとおり

2 介護保険料基準額について

介護保険料は、計画期間3か年の保険給付費等のうち第1号被保険者が負担すべき部分(保険給付費の約23%)を第1号被保険者数で除することにより算定します。

今後、最新の要介護認定者数や給付実績等のデータを反映するとともに、国による介護報酬改定や第1号保険料負担の在り方の検討などの内容を踏まえ、最終的な推計を行うこととなります。そのうえで、介護給付費準備基金の取り崩しなども含めて検討し、第9期介護保険料を算定することとなります。

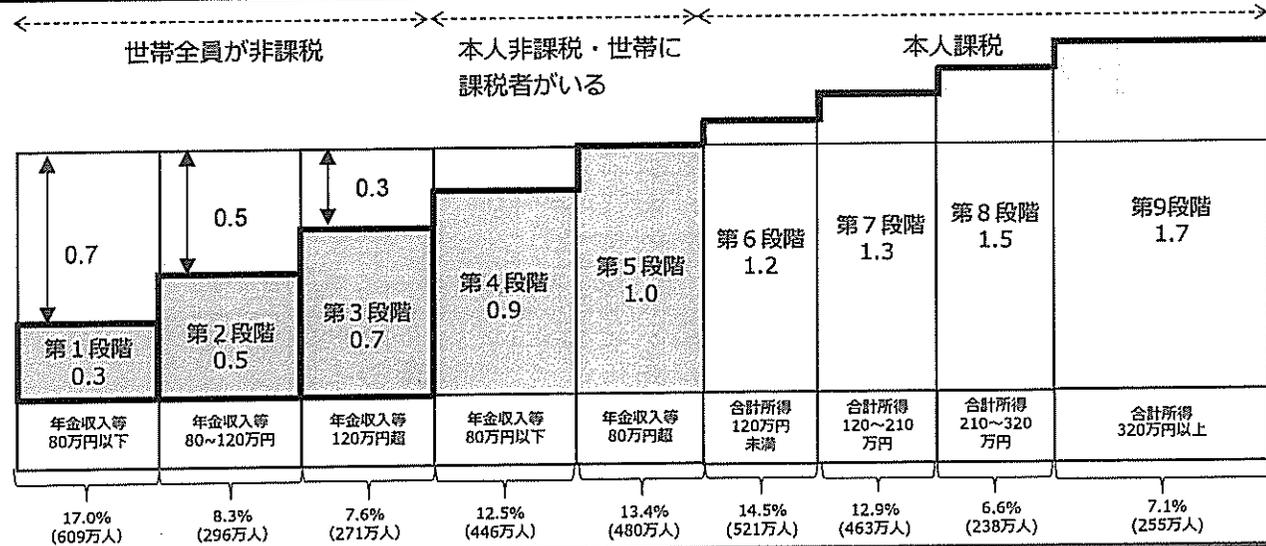
【参考】直近の保険料基準額（月額）の推移

	第6期	第7期	第8期	第9期
八雲町	5,000円	5,700円	5,500円	精査中
北海道平均	5,134円	5,617円	5,693円	
全国平均	5,514円	5,869円	6,014円	

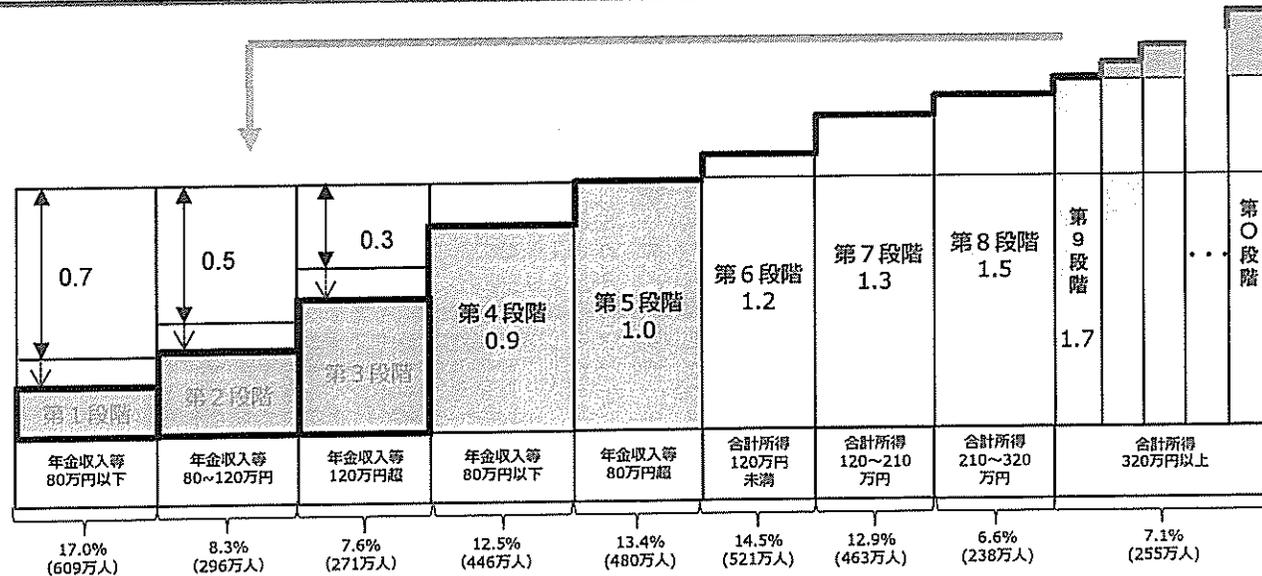
1号保険料負担について

○意見書では、1号保険料負担の在り方について、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げについて検討を行うことが適当とされている。具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等についてどのように考えるか。

現行制度



見直しイメージ



※ 低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担についても、検討が必要。